

平成 18 年度行政コスト計算書の公表について

○行政コスト計算書の趣旨

行政コスト計算書とは、特殊法人等について、国民に対する説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを明らかにする目的で作成された書類です。作成にあたっては、個々の特殊法人等の特性を捨象し、特殊法人等が民間企業として活動しているとの仮定に立って、企業会計原則に準拠し作成するとともに、国からの出資金や無利子貸付等の国の財政上の措置については、機会費用として認識することとされています。

行政コスト計算の仕組みを示すと、次のとおりです。

$$\begin{aligned} \text{「行政コスト」} &= \text{「民間企業仮定損益計算書上の費用」} - \text{「自己収入（国庫補助金等を除く）」} \\ &+ \text{「政府出資金等国の財政措置に係る機会費用」} \end{aligned}$$

旧住宅金融公庫（以下「公庫」という。）の行政コスト計算書は、平成 13 年 6 月の財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会による「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」に基づいて作成しており、他公庫等と同様、平成 13 年度（平成 12 年度決算分）から公表しています。

行政コスト計算書は、以下の財務書類から構成されています。

行政コスト計算書

添 付

民間企業仮定貸借対照表

民間企業仮定損益計算書

キャッシュ・フロー計算書

民間企業仮定利益処分計算書（又は、民間企業仮定損失金処理計算書）

附属明細書

○平成 18 年度行政コスト計算書の概要

平成 18 年度の行政コストは 3,347 億円であり、前年度に比較し 688 億円の減少となりました。

前年度と比較して、行政コストが減少した主な要因は、任意繰上償還等による貸付金残高の減少により貸付金利息が減少した一方、財政融資資金の繰上償還の実施等による借入金残高の減少により借入金利息がそれを上回って減少したことによるものです。

（単位：億円）

損 失				利 益			
科 目	17年度	18年度	増 減	科 目	17年度	18年度	増 減
借入金利息	17,994	14,880	△ 3,114	貸付金利息	16,089	14,143	△ 1,946

○民間企業仮定貸借対照表について

資本の部合計がマイナスとなっている主な要因は、自己査定に基づく貸倒引当金を計上したことや退職給付引当金を計上していること等によります。

「貸倒引当金」については、行政コスト計算書作成指針に基づき、金融庁作成の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて」に準拠した債権の自己査定結果を計上しており、「特殊法人等会計処理基準」に基づき作成される法定財務諸表の貸倒引当金の計上方法と相違しています。

なお、「特殊法人等会計処理基準」に基づき作成している法定財務諸表の貸倒引当金は、他公庫と同様、財務大臣の定める範囲内（当該事業年度末における貸付金等残高の 6/1000 以内）で計上することとされており、平成 18 年度は 862 億円を計上しています。

また、「退職給付引当金」については、企業会計原則に準拠し 240 億円を計上していますが、「特殊法人等会計処理基準」に基づく法定財務諸表では、毎年度の予算において退職手当の所要額を計上していることから、「退職給付引当金」は計上されておりません。

今回作成・公表した行政コスト計算書の民間企業仮定貸借対照表は、仮に公庫が民間企業の企業会計原則にあてはめて決算するようになるというものです。

したがって、民間企業の企業会計原則に準拠して作成している行政コスト計算書と政策金融機関として「特殊法人等会計処理基準」に基づき作成している法定財務諸表との間では計数等に相違が生じる性格のものといえます。

○独立行政法人住宅金融支援機構の今後の業務運営等について

機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号）に基づき、平成 19 年 4 月 1 日に設立され、同日に解散した公庫及び保証協会の権利及び義務を承継しております。

機構は、証券化支援事業の推進、住宅融資保険事業の推進、住宅ローンの特性等の住関連情報の提供、災害関連等民間では資金供給が困難な分野への融資対応、住宅の質の確保・誘導及び既往債権の適切な管理の業務を行ってまいります。

また、機構は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）の規定に基づき定められた中期目標及び中期計画に基づき、常勤職員数・一般管理費の削減等の組織・業務運営の効率化など最大限の自助努力を実施するとともに、適切な債権管理の実施や財政融資資金の繰上償還の実施による既往債権にかかる将来の補給金所要額を圧縮した上で、独立行政法人の第一期中期目標期間である平成 23 年度までに補給金所要額を全て措置し、補給金に依存する財務構造からの転換を図ります。

なお、機構の独立行政法人開始時に作成する貸借対照表では、行政コスト計算書の民間企業仮定貸借対照表と異なり、資本の部合計はマイナスとなっております。これは、独立行政法人会計基準に基づき独立行政法人開始時の貸借対照表を作成したこと及び機構が保証協会の権利及び義務を承継したことによります。

機構は、自立的経営のもと、今後も、これらの組織・業務の効率化や財務内容の改善を図るとともに、国民に対して提供するサービスの向上に取り組んでまいります。

平成 19 年 7 月

独立行政法人住宅金融支援機構